

令和5年第10回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和5年9月29日(金) 午後3時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 只見直美委員 2番 蘇武徳行委員
3番 久我一仁委員

4 説明のため出席した者

教育長	千葉睦子
部長	鈴木学
次長	尾形寿美
次長	菅原健志
教育総務課長	佐々木一浩
学校教育課長	菅原主税
学校教育課副参事	佐藤千寿
社会教育課長	森和也
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター所長	小野寺一浩
教育研究センター副参事	加藤忠

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 高橋一人

6 出席点呼・開会

午後3時

教育長 本日、教育長及び教育委員は過半数が出席となっておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和5年8月23日開催の令和5年第9回栗原市教育委員会定例会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、異議なしと認め、令和5年第9回栗原市教育委員会定例会の会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長

4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

1番 只見委員、2番 蘇武委員 に会議録の署名をお願いします。

9 教育長報告

(1) 一般事務報告

教育長

5 教育長報告を行います。

一般事務報告について、定例会資料1をご覧ください。

第9回教育委員会定例会後の対応事業については、別紙1のとおりです。主なものを3点ほど報告いたします。

8月30日(水)、第2回学力向上担当者会議が教育研究センターで行われました。全国学力状況調査の結果が出たところですが、点数の部分での学力向上が図られないということから、今回の研修会では、4月に行われたテストを踏まえて、どのような問題が解けなかったのかを取り上げながら、それを解けるようにするには、どのような授業をしたらよいのかという点について先生方に考えてもらいました。研究センターの指導主事や特任教授が、わかりやすく講義を進めてくれたこともあり、各学校から参加した研究主任たちも納得した表情だったようです。その視点が浸透するような指導が各学校でできるように教育研究センターの方々とも話をしているところです。全国学力状況調査が毎年行われ、各学校でも分析をしているところですが、これを分析だけで終わらせずに、その結果が日々の授業の中で生きるようなものにしていきたいと思っているところです。学校と視点を共有しながら授業づくりを進めていきたいと思えます。

9月5日(火)、台湾南投市姉妹都市交流が開催されました。ここ数年はコロナ禍でなかなか交流できなかったところですが、今回、ようやく交流を行うことができました。11人の小学生を含む28人の訪問団の方々がいらっしゃって、初日は、野球交流やエポカでの懇親会、翌日は、一迫小学校で交流の機会をもつことができました。エポカでの懇親会では、鶯沢の八ツ鹿踊りが披露され、その迫力に台湾の皆さんが感動する場面もありました。台湾の皆さんのお返しのパフォーマンスもあり、お互いに感動し、非常に親しくなる場面もあって、良い交流ができたと思えました。是非、これからも交流してほしいとの話があり、かつて実施していた青空大使の事業を台湾との間で実施できないのか模索をし始めたところです。聞くところによると、県内の高校では、距

離が近いということもあって、台湾との交流でホームステイなどを実施する学校が増えているようです。これらの情報を踏まえながら、教育交流という形で、いかにして充実した交流にしていくか検討が始まったところでは。

9月17日（日）、劇団四季ファミリーミュージカル「エルコスの祈り」が栗原文化会館で開催されました。特に、舞台が終わった後の会場に感動しました。舞台は演者と観客が作り上げるものだと言われますが、演技に対して観客が感動を声に出したり、拍手で表したりしていた会場の雰囲気が素晴らしいと感じました。

次に、児童生徒及び教職員の状況ですが、今回は8月分ですので、夏休み明けの短い期間のものになります。前月と比較すると、問題行動についても数は少なくなりますが、これが9月にはどうなるのかなというところでは。事故・けが等については、資料記載のとおりです。学校と連携をとりながら、対応しているところでは。

私からの報告は以上となりますが、何か質問等はございますか。

蘇武委員

南投市交流については、訪問のためにお互いに旅費が発生すると思いますが、これについての負担の取り決めなどはありますか。

教育部長

迎える側が負担するというルールのもとに運用しております。

蘇武委員

今回の交流事業の対応は、教育委員会の予算ですか、それとも市の予算になりますか。

教育部長

今回は、企画部市民協働課所管の国際交流事業として実施しております。その中の一環として、教育委員会に關係する野球交流や学校交流が行われたものですので、基本的には企画部の予算で対応しております。野球交流については栗原市野球協会、学校交流については一迫小学校など、現場の方々がいろいろと企画をし、南投市の方々のもてなしをしたという形です。

蘇武委員

交流事業として、先日行われた「あきる野市」との交流については、どのようなルールでしたか。

教育部長

これについては、それぞれの自治体の交流事業として実施しておりますので、国際交流の場合とは違うと思いますが、これについてもお互いの取り決めがあって実施しているものと思います。

蘇武委員

先ほど、教育長から学力向上担当者会議のお話がありました。様々な観点で話し合いがなされたようですが、最終的に、子ども達が解けなかった問題について、どのように解決していくかということが重要です。生徒がわからない問題をそのままにするのではなく、先生が問題を解いて見せる時間や場面を確保していく必要があるのではないかと思います。

教育研究センター所長

学校現場では、教育研究センターからの分析結果の説明を受けて、学

期末や年度末に振り返りを行っております。毎年度2月頃になりますと、年間の授業が終わりますので、3月に振り返りを行い、もう一度、解けなかった問題に当たってみるといった時間を作ります。学期末に関しても同様です。教育研究センターからの分析情報をもとに、解けなかった問題にもう一度当たっているはずですので、問題を解きっぱなしということはないと思います。

教育長

先日の会議でも、そのような考え方で授業づくりをするための研修を行いました。また、年に2回の学力調査を実施しておりますが、年間2回実施することの意味を踏まえながら、学期末や年度末の時間を有効に利用して、つまづき解消に取り組んでいただきたいと思います。

ほかにご覧いただけますか。

(なしの声あり)

教育長

ほかには質問がないようですので、一般事務報告を終わります。

(2) 専決処分報告

教育長

次に(2)専決処分報告を行います。

報告第7号 専決処分の報告について(令和5年第4回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見について)、内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料1の5ページをご覧ください。

報告第7号 専決処分の報告について

令和5年第4回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見を栗原市長から求められたことについて、栗原市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年栗原市教育委員会規則第5号)第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 意見 異議なし

2 専決年月日 令和5年9月5日

令和5年9月29日提出 栗原市教育委員会教育長であります。

本件につきましては、9月20日に開会された市議会定例会に提案する教育関係議案について、9月5日付けで市長から教育委員会の意見を求められましたが、教育委員会にお諮りするいとまがなく、異議もないことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、専決処分したものであります。

定例会資料2の1ページをお開きください。こちらは、9月5日付けの市長からの通知の写しです。教育委員会関係議案につきましては、承認1件、議案4件、認定1件であります。

2ページをご覧ください。承認第10号 専決処分の承認を求めることについては、令和5年度栗原市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことから、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。内容につきましては、7ページに掲載しております損害賠償請求示談交渉委託料として追加するものであります。

次に、議案85号 令和5年度栗原市一般会計補正予算（第4号）の内容につきましては、23ページの説明書で説明いたします。説明書の30ページの中央付近をご覧ください。

3款2項7目 放課後児童クラブ事業費の主なものは工事請負費で、若柳小学校で発生した車両侵入事件を受け、放課後児童クラブにインターホンと車両侵入を防止する強固な車止めを設置する費用を追加するものであります。次に、31ページをご覧ください。

10款1項 教育総務費から4項 幼稚園費までにつきましては、まとめてご説明いたします。修繕料につきましては、学校、幼稚園の設備等に生じた故障、不具合を修理する費用をそれぞれ追加するものであります。委託料につきましては、学校、幼稚園において、倒木のおそれがある樹木の伐採や枝の剪定にかかる費用と、若柳小学校で発生した車両侵入事件を受け、緊急的な対策の簡易バリケード設置費用をそれぞれ追加するものであります。工事請負費の主なものは、若柳小での車両侵入事件を受け、防犯カメラの設置と、強固な車止めを設置する費用をそれぞれ追加するものであります。

次に、10款5項2目 公民館費の主なものは、委託料で、建て替えを予定している一迫公民館の基本計画策定業務の委託費用を追加するものであります。

32ページをお開きください。

10款5項4目 文化財保護費の追加補正につきましては、当初予算で見込んでいた発掘調査の件数を超えるため、各節にそれぞれ追加するものであります。

同じく、5項5目 社会教育施設管理費の主なものは、需用費で、けやき会館の高圧機器を修繕する費用を追加するものであります。

次に、10款6項3目 学校給食費の主なものは、備品購入費で、主に南部学校給食センターで使用する児童・生徒用の食器を購入する費用を追加するものであります。

以上で、一般会計補正予算に関する説明を終わります。

補足説明いたします。

29ページをお開きください。3款2項1目の一番下に記載の「過年度子ども・子育て支援交付金返還金の129,898千円」について説明させさせていただきます。

教育部長

これは、国・県からいただいた交付金を返還する予算です。約1億3千万円のうち、約9千8百万円は、放課後児童クラブに関して交付されたものですが、これを返還することになりました。返還の理由は、令和3年度に実施された会計検査院による検査において、交付金に関する要綱に解釈誤りがあり、過大に交付されているという指摘が全国に向けてなされたことが発端です。

国からの通知を受け、宮城県からも、平成28年度から令和3年度までの間に交付されたものについて検証するよう通知があり、市においても確認作業を行いました。通常、放課後児童クラブは、1年間で約250日間開所しておりますので、その7年間分、市内10箇所について再検証を行いました。膨大な量でしたので、最近まで検証作業を続けてきましたが、このたび、過大に交付された金額が確定しましたので、補正予算に計上したものであります。約1億3千万円の中には、保育所に関するものも含まれますので、うち約9千8百万円が放課後児童クラブに関連する部分となります。

この事案は、全国的に発生しており、要綱の解釈上、非常にグレーな部分であったと思います。県内でも、栗原市のほか複数の自治体で返還金が発生しています。返還理由として最も多いのは、土曜日や長期休業期間中に開所していた際の経費の考え方です。

例えば、60人の児童を受け入れる場合は、30人ずつ2クラスに分けております。スタッフは各クラス2名ずつ配置し、月曜日から金曜日まで運営しています。この場合、20人以上の児童でスタッフも2人以上おりますので、交付基準に該当し、平日の5日間分は全て交付金の対象経費となります。

一方、土曜日については、平日よりも利用者数が少ない場合もありますが、平日同等の利用もあり得ますので、事業を受託している社会福祉協議会としては、土曜日であっても、平日と同様の受け入れ体制を整えております。仮に、20人未満の利用となった場合には、交付基準に満たないこととなりますが、受け入れ体制としては20人以上の場合と何ら変わらず、それだけの経費はかかっているため、交付金の対象となるものという認識で、土曜日分についても交付申請をし、交付金をいただいていたというものです。

これに対し、会計検査院では、あくまで実績に応じて、対象・非対象を明確に分けるよう指摘があり、精査した結果、年間約1千3～4百万円の7年分に相当する約9千8百万円の返還金が発生したものです。

ここまでの説明で、質問はございませんか。

いただいた交付金については、実際に放課後児童クラブの支援員に給与として支払っているわけですが、今回、市の持ち出しが増えたとい

教育長
蘇武委員

うことになりますか。

教育部長

社会福祉協議会への委託料については、年間4億円支払っている形ですが、財源としては、このうちの2億円が交付金です。この2億円のうち、約1千3～4百万円を返還するという事です。本来もらうべきではなかったもの、つまり、多くもらい過ぎていたものを返還するものです。誤った金額から、正しい金額に直すということですので、一般財源が増えるということには違いはありませんが、市の出費が増えたという見方ではなく、本来、市が負担すべきだった額に戻ったというものです。新たに負担が増えたというものではありません。

教育長

ほかに何かございますか。

蘇武委員

小中学校の防犯カメラの設置工事についてですが、仮に防犯カメラを設置したとして、誰が監視するのかという疑問があります。どのように運用していく予定ですか。

教育総務課長

ご指摘のように、防犯カメラによる常時監視というのは、難しいと認識しております。現行においても、すでに各学校には防犯カメラが設置されておりますが、主に、建物の玄関口に設置して建物への出入りを把握するためのものであり、敷地の出入口には設置していない状況です。そこで、今回は、敷地の出入口への設置を考えております。常に監視することは困難ではありますが、防犯カメラを設置したことにより、一定程度の抑止効果が期待できます。また、これまで死角となっている校舎の裏側などもカバーできるように設置していくことで考えております。

教育部長

教育委員会としても、防犯カメラによって不審者の侵入を100%防ぐことができるとは考えておりません。抑止効果という点が大きいのと思います。監視ということで、学校側に負担を強いるのではなく、監視のほか、録画機能によって多くの箇所での映像の記録が可能となりますので、少しでも抑止力を高められるのではないかと考えているところです。

教育長

ほかに質問等はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、引き続き、専決事項の報告に戻り、資料2の15ページからの条例改正、21ページの「令和4年度栗原市一般会計歳入歳出決算認定について」の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料2の15ページをお開きください。

議案第90号 栗原市学校給食センター条例の一部を改正する条例についてであります。改正文は16ページ、新旧対照表は122ページにございますのでご覧ください。今回の改正は、施設の老朽化、児童生徒数の減少により提供食数が大幅に減少したことから、一迫学校給

食センターを廃止し、南部学校給食センターに統合するため、条例第2条を改正するものであります。

次に、学校給食センターの運営に関して諮問・答申を行う「学校給食センター運営審議会」を給食に関する協議案件の内容により、迅速かつ柔軟に意見聴取等を行える機関に改めるため、第5条を削除し、新たな機関を規則等で設置する予定であります。

新旧対照表の123ページをご覧ください。第5条の規定を削除することから、附則第2項により「栗原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」で規定する「学校給食センター運営審議会」の規定を削除するものであります。施行日は、令和6年4月1日であります。

次に、17ページをお開きください。

議案第91号 栗原市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例についてであります。改正文は18ページ、新旧対照表は124ページにございますのでご覧ください。今回の改正は、若柳放課後児童クラブの位置を旧若柳幼稚園の建物に移転することから、住所を改める改正であります。施行日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日であります。

次に、19ページをお開きください。

議案第92号 栗原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。改正文は20ページ、新旧対照表は125ページにございますのでご覧ください。今回の主な改正は、放課後児童支援員の2人以上で支援しなければならないところ、利用者が20人未満の場合で、市長が定める安全確保対策を講じた場合においては、支援員1人で支援できることとするものであります。施行日は、令和6年4月1日であります。

最後に、認定第1号 令和4年度栗原市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。一般会計歳入歳出決算書のうち、教育委員会に関連する部分を37ページから121ページまでに掲載しております。令和4年度の決算につきましては、10月2日に決算特別委員会において、審査予定であります。事前に御覧いただいている中で、ご質問等があれば、お願いいたします。

以上で報告第7号 専決処分報告の説明を終わります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

蘇武委員

資料112ページの学校給食費に関して、2千2百万円の予算の補正がなされていますが、その内容を教えてください。

教育総務課長

10款6項3目における補正予算として2千2百万円を計上している部分については、1節の報酬から26節の公課費まで多岐にわたる

ものになります。主なものとしては、光熱水費及び燃料費として、電気料金やボイラーの燃料などの高騰により1千3百万円の増額補正をしております。また、給食用食材の高騰ということで、賄材料費として1千7百万の増額補正を行っております。その他、事業精査による減額補正などがあり、最終的に補正予算額が2千2百万円となっております。

教育部長

補正予算としての2千2百万円は、令和4年度中に学校給食費を対象として予算を追加したものの総額になります。ただし、決算書では、1節の報酬から26節の公課費までの年間支出額として示されているものですので、そのうち、どれにどのくらいの額が補正予算として当てはまるかということまでは、決算書からは読み取れないものとなっております。

教育長

ほかに質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、報告第7号を終わります。

10 議 事

教育長

次に、「6 議事」に入ります。

日程1 議案第31号 栗原市立学校部活動地域移行推進協議会設置要綱について、内容の説明を求めます。

社会教育課長

定例会資料1の6ページをご覧ください。

議案第31号 栗原市立学校部活動地域移行推進協議会設置要綱について

栗原市立学校部活動地域移行推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年9月29日提出、栗原市教育委員会教育長であります。

学校部活動の地域移行については、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁より、学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関するガイドラインが策定され、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性が示されました。また、部活動を地域へ移行するための環境整備に当たっては、多くの関係者が連携・共同して段階的・計画的に取り組む必要があることから、その検討体制の整備として、市町村にあっては、関係者から成る協議会等の組織を設置して実施するよう示されたところです。このことから、栗原市においても、栗原市立学校部活動地域移行推進協議会設置要綱を定めるものであります。

次に、設置要綱の内容について説明いたします。

第1条では、栗原市立中学校・義務教育学校における部活動の地域移行を推進するため協議会を設置する旨を定めております。

第2条では、協議会は、第1号から第4号までの事項について意見を

述べるものとしております。

第3条では、委員30人以内をもって協議会を組織するものとしております。

第4条では、協議会に委員長と副委員長を各1人置き、互選により定めることとしております。

第5条では、会議は委員長が招集し、議長となるものとしております。

第6条では、協議会に所掌事務に関する検討・調査を行わせるため、ワーキングチームを置くこととしており、その構成員は9ページの別表のとおりです。

第7条は、会議に出席した際の謝礼について、第8条は、協議会の庶務について定めております。

第9条では、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定めるものとしております。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

久我委員

協議の進め方として、まず、協議会を立ち上げて、そこで協議した結果を各学校ごとに落としこんでいくという形になるのでしょうか。

社会教育課長

第2条に定める事項を協議会で協議します。協議会で議論いただく案件については、ワーキングチームにおいて分析・課題整理を行い、協議会に諮ります。協議会での協議を経てから、市としての方向性を決めるため、教育委員会に諮るという流れとなります。

久我委員

地域移行の期限については、いつまでという決まりはありますか。

社会教育課長

宮城県のガイドラインでは、令和5年度は検討期間とされており、その後3年間を移行期間として定められております。栗原市の考え方としましては、すみやかに地域移行を進める必要があると考えておりますが、受け皿を整えていくための議論が重要であると捉えておりますので、具体的に「いつまで」という期限は考えておりません。

蘇武委員

協議会とワーキングチームの役割分担はどのように考えていますか。

社会教育課長

第3条で、協議会は30人以内の委員で構成するとしておりますので、現在のところ、26団体から委員の推薦をいただいております。今後の予定では、10月13日に協議会を立ち上げる予定ですが、ワーキングチームの立ち上げについても、13日の協議会の中でお諮りしたいと考えております。ワーキングチームについては、要綱の別表に定める団体等を予定しております。各団体から協議会委員に加えて推薦をいただくとともに、中学校の先生方、生徒の保護者などで構成するメンバーにより、地域移行における具体的な課題やあり方を調査・検討していただくことを想定しております。ワーキングチームでの検討内容は、

協議会に報告し、協議会においてさらに審議いただくこととしております。

蘇武委員

協議会委員の中からワーキングチームメンバーを選ぶものと思っておりましたが、各団体から協議会の委員を推薦した上で、これとは別に、さらにワーキングチームメンバーを推薦するということですか。そうした場合には、部活動に精通した方を推薦しようとする、そのような方は限られますので、その方が他の団体にも属している場合には、他の団体と推薦が重複してしまい、人選が難しくなると思います。部活動に精通していない方を選ぶことになる、十分な議論ができるかどうか不安があります。

教育部長

ワーキングチームの設置に関しては、13日の協議会において承認をいただく予定です。そのため、現時点では、どの団体に推薦を依頼するかについては、まだ決定しておりません。

ただいま、部活動に精通した方を協議会委員とワーキングチームメンバーとして2人推薦するというのは人選が難しいというご意見をいただきましたので、これを参考にさせていただきながら決めていきたいと思っております。

蘇武委員

可能であれば、協議会委員を推薦する団体とワーキングチームメンバーを推薦する団体を分けていただくとよいのかなと思います。中学校部活動に関係する全競技団体が、協議会とワーキングチームのどちらかに必ず入るようにして、まんべんなく参加できる形が良いように思います。

教育部長

参考にさせていただきます。

只見委員

要綱で「中学校等」とありますが、市立の中学校のほかはどこの学校を指していますか。

教育部長

金成小中学校です。

只見委員

1年間は検討期間ということですが、どのように移行するのか見えてこないのですが、ワーキングチームメンバーで全市の中学校部活動のあり方を検討するということですか。

教育部長

部活動の地域移行については、現場での議論が追いついていないのが現状です。国では、地域に根差したスポーツクラブで、小さな子供から高齢者までがスポーツに打ち込める環境をつくろうということで、その一環として、学校単位で行われている部活動を廃止して、地域のスポーツ活動に移行しようということを考えています。

国のスケジュールでは、令和6年4月からは、全国的に地域移行が始まっているという予定でしたが、現場レベルではこれに対応できておらず、まずは、令和5年度を検討期間とし、令和6年度から3箇年で徐々に移行するという形に変わってきたという状況です。いつ移行が

完了するののかについては、正直なところ、現時点では見えておりません。

栗原市においても、これから協議会を立ち上げるわけですが、いつまでに完了しなければならないということは考えておりません。少子化で学校単位では部活動を行うことが難しいことや、地域で指導者を確保していかなければならないなどの課題がありますので、協議会を立ち上げてからも、すぐに結論を出そうとは考えておりません。じっくりと話し合いをしていこうと思っております。協議会で、当事者としての委員の皆さんの意見を聞いていく中で、答えが見えてくればよいのかなと思っておりますので、まずは、協議会が様々な方の意見を伺うための場と捉えているところです。

競技によっては、地域移行がやりやすいものがあると思います。例えば、ホッケーについては、築館中と栗原西中にのみホッケー部がありますので、指導者についても宮城県ホッケー協会所属の栗原市在住の地元の方が教えているというのが実情であり、すでに地域のスポーツクラブ的なものになっています。また、志波姫地区では、卓球やバレーボールにおいては、スポーツクラブとして地域に根付いているところです。その一方で、学校の先生が休日出勤してマイクロバスを一生懸命運転して生徒達を遠征に連れて行くというところもあります。そのため、協議会は、それぞれの実情や様々な意見を伺う場であると考えております。

蘇武委員

それから、指導者に対する報酬の扱いについてですが、報酬は必要ないとしている競技団体がある一方で、報酬をもらって指導する競技団体も出てくると思います。これらをどのように取り扱うのか難しい問題だと思っております。焦らず、じっくりと話し合いを進めてほしいと思います。

教育長

地域によって、また、競技によっても状況が異なりますし、これまで長い歴史があり、様々な人達の協力があって、現在の形になってきたものでもありますので、拙速に決めることはしない方がよいと思います。地域移行ありきではなく、そもそも「何のための部活動をするのか」ということから議論していく必要があると考えているところです。

教育長

ほかに質問はありませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程1 議案第31号は、原案のとおり可決いたします。

教育長

次に、日程2 議案第32号 栗原市名木・古木の指定解除に係る諮問について、議案内容の説明を求めます。

文化財保護課長

定例会資料1の10ページについて、大変申し訳ございませんが、本日、修正した資料を配布させていただいております。そちらをご覧ください。

議案第32号 栗原市名木・古木の指定解除に係る諮問について
栗原市名木・古木の保存に関する要綱第13条第1項の規定により、下記名木・古木の指定解除について、栗原市文化財保護審議会へ諮問する。

- 1 指定番号 名木・古木指定第2号
- 2 所在地 栗原市瀬峰藤澤字瀬嶺53-3
- 3 樹種 シダレザクラ
- 4 所有者 栗原市
- 5 指定年月日 平成17年2月24日

令和5年9月29日提出、栗原市教育委員会教育長です。

本件につきましては、「瀬峰校のシダレサクラ」の所有者である栗原市長から、栗原市名木・古木の保存に関する要綱第5条第3項の規定に基づき、令和5年9月14日付けで教育委員会に対し、名木・古木の指定の解除の申請がありました。

今回、旧宮城県築館高等学校瀬峰校を所管している宮城県教育庁から栗原市に対し解体工事を実施する旨の連絡があり、敷地内の建物や構築物、植栽についても撤去する予定であることから、申請があったものです。

これまでも、枝の折損などにより、隣接する住宅敷地内の倉庫屋根やフェンスに被害を与えていたことから、隣接住民から倒木の心配がある旨の申し出を受けておりますので、名木・古木の指定を解除して、伐採する予定です。

このシダレザクラは、明治34年に明治天皇が東北御巡幸の際、瀬峰駅に降り立たれ、四ツ壇原での陸軍特別大演習をご覧になられたことを記念して、駅を中心に道の両側に桜が植えられました。旧瀬峰小学校校門脇の土手には、シダレサクラが植えられ、これが宮城県築館高等学校瀬峰校へと引き継がれましたが、同校が廃校なったため、栗原市に返還される予定となっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育部長

若干補足いたします。旧宮城県築館高等学校瀬峰校は、土地は栗原市所有で、建物は宮城県が建てたものです。市と県との間で土地の賃貸借契約を締結しており、その契約の中で、施設を廃止したときは、原状復旧して返還することとしておりましたので、このたび、県から建物を撤去して返還する旨の申出があったものです。シダレザクラについては、以前から、近隣の住宅に枝が落ちたりして周辺に対する影響があった

ため、市の管財課から、建物撤去工事にあわせて伐採し安全確保を図りたいとの申し出があり、今回、議案として提案したものです。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程 2 議案第 3 2 号は、原案のとおり可決いたします。

1 1 その他

教育長

7 その他 に入ります。事務局から報告を行います。

令和 5 年度栗原市中学校新人体育大会会場一覧について、説明をお願いします。

学校教育課長

定例会資料 2 の 1 2 7 ページをお開きください。

令和 5 年度栗原市中学校新人体育大会会場一覧であります。日程は、明日、9 月 3 0 日 (土) に 1 0 種目が開催され、翌日の 1 0 月 1 日 (日) は、バスケットボールのみ開催されます。その他資料に掲載のとおりであります。報告は、以上です。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

次に、企画展「くりはら遺跡発掘」実施報告について、説明をお願いします。

文化財保護課長

定例会資料 2 の 1 2 8 ページをご覧ください。

企画展「くりはら遺跡発掘」について、令和 5 年 7 月 2 1 日 (火) から 8 月 2 7 日 (日) までの 3 2 日間、一迫埋蔵文化財センター 1 階ワークホールにおいて、令和 4 年度に発掘調査を実施した遺跡を紹介する企画展を開催し、9 6 人の方にお越しいただきました。来年度以降も、観覧者の増加を目指し、工夫していきたいと考えております。

以上であります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

次に、令和 5 年度栗原市教育委員会関係行事について、説明をお願いします。

教育総務課長

定例会資料ナンバー 2 の 1 2 9 ページをご覧ください。

1 0 月分の栗原市教育委員会関係行事について、お知らせいたします。

1 4 日 (土) に白鳥省吾記念館名誉館長文学講座、2 1 日 (土) に図書館まつりがそれぞれ、市立図書館において行われます。

28日(土)には、全国高校駅伝県予選が、ハーフマラソンコースで行われます。以上です。

教育長 説明が終わりました。質問等ございませんか。
(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、7 その他 を終わります。

1.2 次回教育委員会の開催日程

教育長 次回の教育委員会定例会の開催日程についてお諮りします。
令和5年10月24日(火)午後1時30分から開会したいと思いますが、いかがでしょうか。
(異議なしの声あり)
それでは、次回定例会は、10月24日(火)午後1時30分からの開催とさせていただきます。

1.3 閉会

教育長 以上をもちまして、令和5年第10回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時28分

1.4 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

- 日程1 議案第31号 栗原市立学校部活動地域移行推進協議会設置要綱について
- 日程2 議案第32号 栗原市名木・古木の指定解除に係る諮問について

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年10月24日

会議録署名委員 _____

〃 _____